

公益財団法人瀬戸市開発公社の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第19号

公益財団法人瀬戸市開発公社の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(瀬戸市行政組織規則の一部改正)

第1条 瀬戸市行政組織規則(平成17年瀬戸市規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(産業政策課) 第12条 <省略> 2 企業支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略> (6) <u>一般財団法人瀬戸市開発公社</u> に関すること。 (7)から(11)まで <省略> 3及び4 <省略>	(産業政策課) 第12条 <省略> 2 企業支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略> (6) <u>公益財団法人瀬戸市開発公社</u> に関すること。 (7)から(11)まで <省略> 3及び4 <省略>

(瀬戸市情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 瀬戸市情報公開条例施行規則(平成13年瀬戸市規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出資法人等)</p> <p>第12条 条例第24条第1項に規定する実施機関が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>一般財団法人</u>瀬戸市開発公社</p> <p>(3)及び(4) &lt;省略&gt;</p>	<p>(出資法人等)</p> <p>第12条 条例第24条第1項に規定する実施機関が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>公益財団法人</u>瀬戸市開発公社</p> <p>(3)及び(4) &lt;省略&gt;</p>

(瀬戸市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第3条 瀬戸市個人情報保護条例施行規則（平成6年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市の出資法人等)</p> <p>第2条 条例第6条に規定する市が出資する法人等のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>一般財団法人</u>瀬戸市開発公社</p> <p>(3)から(8)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(市の出資法人等)</p> <p>第2条 条例第6条に規定する市が出資する法人等のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>公益財団法人</u>瀬戸市開発公社</p> <p>(3)から(8)まで &lt;省略&gt;</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。